

## 主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、B部門に配属され、平成○年○月○日からはB部の所長として営業、現場監督、内部事務及び労務管理等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日宿直業務に従事していたところ、翌○日午前○時○分頃出勤した部下によって、会社内で縊死しているのを発見された。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「当初処分」という。）をした。

請求人は、当初処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたところ、当審査会は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、平成○年○月○日付けで当初処分を取り消す旨の裁決をした（平成26年労第258号事件）。

監督署長は、当審査会の取消裁決を踏まえ、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、平成○年○月○日付けで給付基礎日額を○円と算定して遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、給付基礎日額の算定基礎に深夜割増賃金（○円）の算入漏れがあったとして、平成○年○月○日付けで前回処分を取り消す旨の決定（以下「前回決定」という。）をした。

- 4 本件は、監督署長が前回決定を踏まえ、給付基礎日額は○円であると算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。
- 6 なお、本件は、審査官が審査請求について一事不再理を理由として却下しているものであるが、審査官の前回決定は前回処分に対するものであり、本件処分に係る審査請求及び再審査請求は適法なものであって、却下は不当であることから、本案の審理をするものである。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争点

遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した○円を超えるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定  
(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額については、労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされており、この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解

すべきである。

(2) そこで検討すると、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）の主張は、要旨、監督署長が、①被災者を管理監督者に該当すると判断し、時間外労働に対する手当を平均賃金算定の基礎としなかったこと、②会社は、労基法第41条第3号及び労基則第27条に基づく許可要件を満たしておらず、宿直時間は時間外労働時間とみなすべきであるにもかかわらず、本来支払われるべき同時間外労働に相当する手当を平均賃金算定において算入しなかったことは不当であることの2点にある。

(3) 被災者が管理監督者に該当しないという理由について、請求代理人は、被災者が事業経営に関する重要事項に関与していないこと、同人の勤務内容が労働時間の規制になじまないこと、同人が管理監督者にふさわしい待遇を受けていないことの3点を挙げている。

しかしながら、被災者は、①B部の所長として、新規顧客の情報収集、設備工事の監督・指示、配達指示、商品・資材の発注、保安台帳管理、請求書発行事務、売上チェック、売掛金の入金チェック、損益に関する報告書作成、社員のスケジュール管理、現場監督、内部事務及び労務管理の業務に従事しており、②アルバイト・パート等の採用・解雇や人事考課等の権限を持っており、③遅刻・早退等により不利益を受けておらず、更には、④職務手当、技能手当、管理職手当において一般労働者と比べて優遇されていた事実があり、これらを総合的に勘案すると、被災者は経営者と一体的な立場で重要な職務を行っていたと判断されるべきであり、当審査会も、監督署長の判断どおり、被災者は労基法第41条第2項に定める管理監督者とみなされるものと判断する。

(4) 次に、被災者の宿直勤務についてみると、会社関係者の申述によると、午後〇時から午後〇時には会社内の見回りを最低1回は行っていた事実は認められるも、夜間の顧客対応はほとんど実績がなく、常態として、ほとんどの時間帯については、具体的な業務があったとは認められないものである。この点、請求人は、要旨「新人には宿直はさせられないから、この頻度（〇～〇日おき）になっていました。宿直の日は一度午後〇時頃帰宅して、風呂に入って、午後〇時頃に自宅を出て会社に行っていました。夕食は会社でとっていました。」、「宿直の時は、見回り等がありました。」、「昼間につかまらない顧客のところ、料金の徴収に行っていました。」、「宿直の時も午後〇時頃までパソコ

ンで事務仕事をしていたと思います。」などと述べ、その負担が大きなものであったと主張する。被災者の勤務実績をみると、確かに、部下の負担を軽減するため、所長である被災者自らが宿直回数を増やしていたものと推認されるが、とはいえ、上記のとおり、午後〇時以降については、集金、その他事務作業等の通常業務を含め、常態として業務に従事しなければならない状態であったとは認められず、また、臨時の顧客対応など突発的な事態の発生もまれであったと認められることから、上記請求人の主張は認められないものである。

なお、請求代理人は、会社における被災者の宿直が許可を受ける基準を満たしていないことを問題視しているが、当該許可に係る申請は労働基準監督署において受諾されており、また、許可自体に期限が付されたものではないことからみて、上記判断を変更する理由にはならないものと判断する。

- (5) そのほか、請求代理人は、会社が被災者に対し、時間外手当（超過手当、休日手当）を支払っていた事実があることから、時間外手当の支払義務がなかったとする監督署長の判断は誤りであり、また、監督署長自身が、平均賃金の算定に当たり、超過手当や休日手当を含んで計算していることからみて、同判断には矛盾がある旨主張している。そこで会社の就業規則に照らして、被災者に支払われるべき手当が、遺漏なく給付基礎日額の算定において加味されているかについて、以下検討する。
- (6) 監督署長は、前回処分において、会社給与明細書に、被災者の平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間の超過手当が〇円、休日手当が〇円、同年〇月〇日から同月〇日までの期間の超過手当が〇円、休日手当が〇円、同年〇月〇日から同月〇日までの期間の超過手当が〇円、休日手当が〇円と記載されていたことから、これらの金額が会社から被災者に支払われた賃金であると判断し、平均賃金を計算した。一方、審査官は、給付基礎日額の算定基礎には深夜割増賃金（〇時間分、〇円）について算入漏れがあったとして、これを取り消した。
- (7) 当審査会においては、こうした事情を踏まえ、更に算入漏れの賃金がないか、一件記録を精査したところ、会社が審査官に提出した平成〇年〇月〇日付け報告書（以下「会社報告書」という。）では、会社は被災者に対し、指定出勤日数以上に出勤した日数（以下「超過日数」という。）について、「超過勤務手当」（計算方法は、超過勤務日数×（基本給+職務手当+技能手当+管理職手当）÷30）及び「休日出勤割増手当（超過勤務割増手当）」（計算方法は、

超過勤務日数×（基本給＋職務手当＋技能手当＋管理職手当）÷30×0.35、以下「休日手当」という。）を支給することとしていた事実が認められる。

この点、被災者は管理監督者に該当することから、労基法上、深夜労働を除き、時間外、休日労働に対して割増賃金を支払うことは求められないものであるが、会社報告書によると、別途超過勤務手当及び休日手当を支給するとされており、事実そうした取扱いが行われていたと認められる。

そこで、監督署長が作成した労働時間集計表、会社給与明細書及び平成〇年度労働日数に基づき、被災者の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の指定出勤日数、出勤日数、超勤日数を確認し、上記計算方法で被災者の超過勤務手当、休日手当を計算したところ、被災者は、会社所定の指定出勤日数より、平成〇年〇月は〇日、同年〇月は〇日、同年〇月は〇日超過して勤務しており、会社報告書によると、それぞれについて別途超過勤務手当及び休日手当が支払われることになるべきところ、監督署長の給付基礎日額の算定においては、このうち、同年〇月の〇日分及び同年〇月の〇日分が算入漏れとなっている。

そこで、同時期における被災者の超過勤務手当及び休日手当について、上記算入漏れを含め、当審査会において計算すると、同年〇月の超過勤務手当が〇円、休日手当が〇円、同年〇月の超過勤務手当が〇円、休日手当が〇円、同年〇月の超過勤務手当が〇円、休日手当が〇円となり、被災者の平均賃金は〇円〇銭となることから、労災保険法第8条第1項及び第8条の5の規定により、被災者の給付基礎日額は、〇円（円未満切上げ）となるものである。

したがって、被災者の給付基礎日額は、監督署長が本件処分において算出した給付基礎日額〇円を超えることは明らかである。

### 3 結 論

以上のとおりであるから、本件処分において監督署長により算定された請求人の遺族補償給付及び葬祭料に係る給付基礎日額は、超過手当及び休日手当が正しく算入されていないと判断しうる点において妥当ではなく、本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。